

山梨県収入証紙廃止後の手数料納付方法(POS レジ対応)

山梨県では収入証紙の廃止に伴い、手数料の納付は POS レジでのお支払い に変更されました。現金や各種キャッシュレス決済が利用可能です。

◇納付手順◇

1.納付連絡票を入手する(必須)

納付連絡票がない場合、レジでの納付はできません。

納付連絡票は観光政策グループのホームページに掲載しています。

ダウンロードしてご利用ください。

2.レジ設置窓口で納付連絡票を提示し、手数料を支払う

支払い方法:現金またはキャッシュレス決済

3.納付済証を受け取り、申請書に添付して提出

レジで発行されるレシートと納付済証(感熱紙)を受け取ります。

納付済証を申請書(新規・更新・変更)に添付して、観光政策グループへ提出します。

○注意事項○

納付済証は再発行不可です。

紫外線・アルコール・高温多湿で印字が消える恐れがあります。

「納付済証」部分と手数料名・納付額が読めない場合は無効です。

レシートではなく納付済証を添付してください。

◇よくある質問◇

Q:納付済証を紛失した場合は?

A:再発行できません。保管には十分注意してください。

Q:キャッシュレス決済の種類は?

A:クレジットカード、電子マネー、コード決済が利用できます。